

那覇市公報

第 1 5 7 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令◇

○那覇市消防救急無線等検討委員会規程（消防本部総務課・共同訓令）………… 421

○那覇市消防広域化等検討委員会規程を廃止する訓令（消防本部総務課）…… 423

◇公 告◇

○那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託契約について（区画整理課）………… 424

○住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 425

○バッテリー式フォークリフト購入に係る一般競争入札の実施について（クリーン推進課）…………… 425

○平成 24 年度コールセンター雇用環境実態調査業務委託に係る一般競争入札の実施について（商工農水課）…………… 427

◇消防本部訓令◇

○那覇市消防救急無線等検討委員会規程（共同訓令）…………… 421

◇消防本部公告◇

○消防訓練の実施について…………… 429

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程…………… 430

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………	432
----------------------------------	-----

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会法規担当主任設置規程……………	432
○那覇市教育委員会例規審議会規程の一部を改正する訓令……………	434

◇選挙管理委員会告示◇

○期日前投票所について……………	436
○期日前投票所の投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について…	436
○投票所について……………	437
○投票管理者及び同職務代理者の住所・氏名等について……………	438
○投票所の開閉時刻の繰上げ(繰下げ)について……………	438
○開票の場所及び日時について……………	439
○開票管理者及び同職務代理者の住所・氏名等について……………	439
○開票立会人のくじを行う日時・場所について……………	440
○選挙人名簿の縦覧場所について……………	440
○在外選挙人名簿の縦覧場所について……………	441

訓 令

那 霸 市 訓 令 第9号

那霸市消防本部訓令 第5号

平 成 2 4 年 8 月 1 日

施 行 済

那霸市消防救急無線等検討委員会規程を次のように定める。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

那霸市消防本部消防長 仲 里 仁 公

那覇市消防救急無線等検討委員会規程

（設置）

第1条 消防救急無線のデジタル化及び消防指令業務の共同運用について、住民の視点及び行財政上の観点から調査及び検討を行い、本市の消防体制の方向性を示すため、那覇市消防救急無線等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- （1） 消防救急無線のデジタル化に関する事項
- （2） 消防指令業務の共同運用に関する事項
- （3） その他前2号に関する必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、副市長（企画財務部担当の副市長とする。以下同じ。）、総務部長、企画財務部長及び消防長で組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長を、副委員長に消防長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員が会議に出席することができない場合は、部内の他の者を代理出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（報告）

第6条 委員長は、委員会で審議した結果を庁議へ報告するものとする。

（幹事会）

第7条 委員長の命を受けて、委員会の審議事項について調査及び検討するため、委

員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、総務部副部長、企画財務部副部長（企画調整課担当の副部長とする。以下同じ。）及び企画財務部参事並びに消防本部副消防長、中央消防署長、西消防署長、指令情報課長及び消防本部総務課副参事であつて消防長が指名するもので組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に消防本部副消防長を、副幹事長に企画財務部副部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の調査及び検討の経過及び結果について、委員会に報告する。
- 5 第4条及び第5条の規定は、幹事会について準用する。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、消防本部総務課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、消防本部総務課長をもって充てる。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

那覇市訓令第10号
平成24年8月1日
施 行 済

那覇市消防広域化等検討委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防広域化等検討委員会規程を廃止する訓令

那覇市消防広域化等検討委員会規程（平成20年那覇市訓令第14号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

公 告

那覇市公告第 106 号

平成 24 年 7 月 27 日

掲 示 済

那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託契約について

那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び那覇市契約規則第 21 条第 2 項により随意契約するので公表する。

那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業
施行者 那覇市
代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 物品等又は役務の名称及び数量契約内容
那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託
- 2 契約相手方の決定方法又は選定基準
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。
 - (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。
 - (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
 - (4) 本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
- 3 申請方法
見積書による。
- 4 契約担当課
都市計画部 区画整理課

那覇市公告第 115 号

平成 24 年 8 月 2 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 125 号

平成 24 年 8 月 15 日

バッテリー式フォークリフト購入に係る一般競争入札の実施について

エコマール那覇リサイクル棟で使用する、バッテリー式フォークリフト 2 台購入に係る一般競争入札を実施する。

那覇市長 翁 長 雄 志

入札参加要件

納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足させるほか、沖縄の気候風土に耐え得る耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものを納入できる業者とする。

納入車両

車両 1 バケット・ヒンジホークカウンター式バッテリー 4 輪フォークリフト 1 台

車両 2 回転フォーククランプカウンター式バッテリー 4 輪フォークリフト 1 台

車両仕様

1. 車両 カウンタ式バッテリー 4 輪フォークリフト
 2. 履行場所 エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川 655 番地)
 3. 履行期間 契約締結の日から 100 日
 4. 標準仕様
 - (1) 車両定格荷重 3,000kg
 - (2) 揚高 最大 3,000mm 以上
 - (3) フォーク外側間隔 最大 800mm 以上
 - (4) フォーク形状(長さ) 最低 1,200mm 以上
 - (5) 動作警告 作業中に周辺に動作を知らせる装置(警告灯等)
 - (6) 防水規格 JIS 防水規格 IP×4 レベル以上又は同等の防水規格
 - (7) 防錆仕様であること
 - (8) 入力電源 三相 200V
 5. 特別仕様
 - 車両 1
 - (1) ヒンジ装置 最大荷重 3,000kg 以上
 - (2) バケット形状 平刃バケット
 - (3) バケット容量 0.4 m³以上
 - (4) 運転席天井 防雨使用
 - (5) タイヤ 前輪ダブルタイヤ(ノーパンクタイヤ)
後輪シングルタイヤ(ノーパンクタイヤ)
 - (6) 文字入れ 「那覇市」及び市章を車体に記入
 - 車両 2
 - (1) 回転フォーククランプ 最大荷重 3,000kg
 - (2) 運転席天井 防雨使用
 - (3) タイヤ 前輪ダブルタイヤ(ノーパンクタイヤ)
後輪シングルタイヤ(ノーパンクタイヤ)
 - (4) 文字入れ 「那覇市」および市章を車体に記入
- ※車両の通常使用に対して当然必要と思われる装備品等は、乙の責により準備すること。
- ※上記特別仕様の内容が車両標準仕様の場合は、この限りではない。

6. 保証

納入後 1 年以内に故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製造会社等が別に定めた保障期間が 1 年以上にわたる場合は、それを適用する。

特に重大な故障が発生した場合は、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある

7. その他

- (1) 納入車両の指定 納入車両は新品でなければならない。
- (2) 特別教育 本車両を納入するに当たって、十分な操作指導を行うこと。

入札説明会

日時：平成24年8月27日（月）10：00

場所：那覇市環境部クリーン推進課 課内会議室

沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地（那覇市・南風原町環境施設組合管理棟2階）

入開札日

日時：平成24年8月31日（金）10：00

場所：那覇市環境部クリーン推進課 課内会議室

沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地（那覇市・南風原町環境施設組合管理棟2階）

問合せ先

那覇市環境部クリーン推進課
環境施設グループ

担当：久場島・屋比久

TEL 889－3567

FAX 888－1274

那覇市公告第 126 号

平成 24 年 8 月 15 日

平成24年度コールセンター雇用環境実態調査業務委託に係る一般競争
入札の実施について

地方自治法第234条第1項に基づき、平成24年度コールセンター雇用環境実態調査業務委託に係る一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 平成24年度コールセンター雇用環境実態調査
- (2) 履 行 場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 商工農水課
- (3) 履 行 内 容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成24年9月初旬
- (5) 履 行 期 間 契約締結日から平成24年12月10日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という）および破産者で復権を得ない者でないこと。

能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第1および第2の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）
- (6) 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でない者。
- (7) 過去 2 か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年 8 月31日（金）午前10時
- (2) 場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
那覇市役所銘苅庁舎 3 階 第 2 研修室
※郵送による入札は認めません。

4 予算額

金2, 000, 000円

5 入札保証金

那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

6 入札説明会

- (1) 日時 平成24年 8 月24日（金）午前10時
- (2) 場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
那覇市役所銘苅庁舎 3 階 第 2 研修室

7 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成24年 8 月24日（金）午後 5 時15分
- (2) 提出場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 銘苅庁舎 2 階 商工農水課

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 お問い合わせ

那覇市経済観光部商工農水課

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 銘苅庁舎2階

電話 098-951-3209 FAX 098-951-3213

消防本部公告

那覇市消防本部公告第2号

平成24年7月25日

施行

消防訓練の実施について

消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますので、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
那覇市若狭 泊ふ頭第8号岸壁	平成24年8月16日(木) 14時00分～16時00分	10台

(消防本部救急課 救急指導係)

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 10 号

平 成 2 4 年 8 月 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局経営委員会規程（1968年那覇市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（所掌事務） 第2条 委員会は、<u>おおむね次の事項</u>について、上下水道事業管理者の諮問に答申し、<u>かつ</u>、必要に応じて建議するものとする。 (1)～(4) 〔略〕 （組織） 第3条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。 2 委員長は上下水道部長をもって充て、委員は副部長、<u>参事、課長、担当副参事及び企画経営課副参事</u>で構成する。 （議事） 第8条 〔略〕	（所掌事務） 第2条 委員会は、<u>次に掲げる事項</u>について、上下水道事業管理者の諮問に答申し、<u>又は</u>、必要に応じて建議するものとする。 (1)～(4) 〔略〕 <u>2 前項に掲げる事項は、必要に応じ、委員会を省略して局議に付議することができるものとする。</u> （組織） 第3条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。 2 委員長は、<u>上下水道部</u>部長をもって充て、委員は副部長、<u>課長</u>及び企画経営課副参事で構成する。 <u>3 各会議における構成員は、付議依頼課及び企画経営課がその都度協議して定めるものとする。</u> （議事） 第8条 〔略〕 <u>2 議事は、速やかに局議に付議するものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第9号

平成 24 年 8 月 2 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
404	竹原設備	西原町字兼久147番地	竹原 乾竜	平成24年 7月11日
405	久米設備	那覇市高良2丁目1番2-102号	久米 清春	平成24年 7月30日

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第6号

平成 24 年 7 月 31 日

施 行 済

那覇市教育委員会法規担当主任設置規程を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会法規担当主任設置規程

（設置）

第1条 教育委員会における職員の自治体法務に関する意識の向上を図り、様々な行政課題、行政需要等に適切かつ迅速に対応するため、課（那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年那覇市教育委員会第1号。以下「組織等規則」という。）第5条に規定する課及び第8条に規定する教育機関をいう。以下同じ。）に法規担当主任を置くものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「自治体法務」とは、条例、規則等の制定又は改廃、法令の自主解釈及び運用並びに争訟対応に関する事務をいう。

2 この訓令において「法令」とは、法律、命令（通達等を含む。）、条例、規則、その他の市民の権利及び義務に関する定め並びに職員に対する職務基準等に関する定めをいう。

（担任意務）

第3条 法規担当主任は、その所属する課の自治体法務に関し、課の長（以下「課長」という。）を補佐し、その所属する課における次の事項を処理する。

- (1) 条例、規則、訓令その他重要な例規等の制定又は改廃に関する業務の補助を行うこと。
- (2) 法令の自主解釈及び運用並びに争訟対応に関する業務の補助を行うこと。
- (3) 組織等規則第13条に規定する教育委員会例規審議会の委員としての業務に関すること。
- (4) 前3号の事項に係る総務課との連絡調整に関すること。

（法規担当主任の指名等）

第4条 課長は、原則として課の主幹、主査、館長（中央公民館を除く公民館の館長をいう。）、分館長又は副所長のうちから法規担当主任1人以上を指名する。

2 課長は、法規担当主任が人事異動等により前条に規定する担任意務を処理することができなくなったときは、速やかに他の職員を法規担当主任として指名しなければならない。

3 課長は、法規担当主任を指名したとき又は変更したときは、速やかにその者の

職名及び氏名を総務課長に報告しなければならない。

（法規担当主任の任期）

第5条 法規担当主任の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の法規担当主任の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法規担当主任は、再任されることができる。

（その他）

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行後最初に指名される法規担当主任の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

那覇市教育委員会教育長訓令第7号
平成24年7月31日
施 行 済

那覇市教育委員会例規審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会例規審議会規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会例規審議会規程（平成15年教育委員会教育長訓令第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（審議事項） 第2条 審議会の審議に付する事項は、次のとおりとする。 （1） <u>条例、規則又は訓令の制定又は改廃に関する事項</u> （2） [略] （組織） 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、<u>職員のうちから教育長が任命する。</u>	（審議事項） 第2条 [略] （1） 規則又は訓令の制定又は改廃に関する事項 （2） [略] （組織） 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、<u>法規担当主任（那覇市教育委員会法規担当主任設置規程（平成24年那覇市教育委員会教育長訓令第6号）第1条に規定する法規担当主任をいう。）をもって充てる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 16 号

平 成 2 4 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

期日前投票所について

平成 24 年 8 月 2 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の期日前投票所の場所及び期間について、漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 48 条の 2 第 3 項読替え規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

期日前投票所

投票所に充てる施設の名称	所在地	期間
那覇市選挙管理委員会 (新都心銘苅庁舎 2 階)	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号	平成 24 年 7 月 25 日～8 月 1 日 午前 8 時 30 分～午後 8 時

那覇市選挙管理委員会告示第 17 号

平 成 2 4 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

期日前投票所の投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について

平成 24 年 8 月 2 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の期日前投票の投票管理者又はその職務を代理すべき者の選任について、漁業法施行令第 5 条第 5 項及び第 9 条において準用する公職選挙法施行令第 49 条の 7 の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

期日前投票管理者

氏名	住所	期間
屋良和男	那覇市長田2丁目27番3号	平成24年7月25日 ～平成24年8月1日

期日前職務代理人

氏名	住所	期間
田中博幸	那覇市字小緑194番地	平成24年7月25日 ～平成24年8月1日

那覇市選挙管理委員会告示第18号
平成24年7月24日
掲 示 済

投票所について

平成24年8月2日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の投票の場所について、漁業法第94条において準用する公職選挙法第41条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

投票所に充てた施設の名称	所 在 地
那覇市選挙管理委員会 (新都心銘苅庁舎2階)	那覇市銘苅2丁目3番1号

那覇市選挙管理委員会告示第 19 号

平 成 2 4 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

投票管理者及び同職務代理者の住所・氏名等について

平成24年8月2日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における那覇市投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について、漁業法施行令第5条第5項及び第9条において準用する公職選挙法施行令第25条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

投票管理者		同職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
那覇市長田2丁目 27番3号	屋良 和男	那覇市字小禄 194番地	田中 博幸

那覇市選挙管理委員会告示第 20 号

平 成 2 4 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

投票所の開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について

平成24年8月2日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙についての投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について、漁業法施行令第6条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

投票所	投票所を 開く時間	投票所を 閉じる時間	備 考
那覇市選挙管理委員会（新 都心銘苅庁舎2階）	午後1時00分	午後5時00分	繰下6時間 繰上3時間

那覇市選挙管理委員会告示第 21 号

平 成 2 4 年 7 月 2 4 日
掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成24年8月2日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における開票の場所及び日時について、漁業法第94条において準用する公職選挙法第64条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- 1 場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号
新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会
- 2 日 時 平成24年8月2日（木）午後8時

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号

平 成 2 4 年 7 月 2 4 日
掲 示 済

開票管理者及び同職務代理者の住所・氏名等について

平成24年8月2日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における那覇市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について、漁業法施行令第5条第5項及び第9条において準用する公職選挙法施行令第68条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

開票管理者		同職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
那覇市長田2丁目 27番3号	屋良 和男	那覇市字小禄 194番地	田中 博幸

那覇市選挙管理委員会告示第 23 号

平 成 2 4 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

開票立会人のくじを行う日時・場所について

平成 24 年 8 月 2 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における開票立会人として届け出のあった者が 10 人を超える場合のくじを行う日時・場所について、漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 62 条の規定のより次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

1 場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
 新都心銘苅庁舎 2 階
 那覇市選挙管理委員会

2 日 時 平成 24 年 7 月 30 日（月） 午後 5 時 30 分

那覇市選挙管理委員会告示第 24 号

平 成 2 4 年 8 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 24 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 25 号

平 成 2 4 年 8 月 1 5 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、平成 24 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

